平成30年第4回定例市議会議案 条例新旧対照表

議案第52号	藤井寺市特別会計条例の一部改正について	
	藤井寺市特別会計条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
議案第53号	藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
議案第56号	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について	
	藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
	【参考】藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案(平成31年4月1日施行分)・・・・・・・・5)
	【参考】藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案(平成32年4月1日施行分)・・・・・・・・6	
	【参考】藤井寺市立幼稚園条例の一部改正案(平成33年4月1日施行分)・・・・・・・・・・・・7	

藤井寺市特別会計条例の一部改正について

○藤井寺市特別会計条例(昭和39年藤井寺市条例第17号) 新旧対照表

〇膝升寸巾特別云訂宋例(昭和 3 9 午膝升寸巾宋例弟 I 7 方) 新印对忠玄			
改正後	改正前		
(設置)	(設置)		
第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、次の	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の		
各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。	各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。		
(1) 駐車場特別会計 駐車場事業	(1) 駐車場特別会計 駐車場事業		
	(2) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業		
	(3) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業		
	(4) 介護保険特別会計 介護保険事業		
	(5) 公共下水道事業特別会計 公共下水道事業		
(2) 公共用地先行取得事業特別会計 公共用地先行取得事業	(6) 公共用地先行取得事業特別会計 公共用地先行取得事業		
	(7) 病院事業特別会計 病院事業		
2 前項に規定するものを除くほか、他の法律に基づいて設置する特別会計は、次のと			
<u>おりとする。</u>			
(1) 国民健康保険特別会計 国民健康保険事業			
(2) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業			
(3) 介護保険特別会計 介護保険事業			
(4) 水道事業会計 水道事業			
(5) 病院事業会計 病院事業			
(6) 公共下水道事業会計 公共下水道事業			
(弾力条項の適用)	(弾力条項の適用)		
第2条 前条第1項各号及び同条第2項第1号から第3号までに掲げる特別会計におい			
ては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	より弾力条項を適用することができる。		

藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○藤井寺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年藤井寺市条例第7号) 新旧対照表

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理を求める者から別表に定める手数料を徴収する。 2~5 (略)

改正後

(許可証の再交付)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は<u>毀損</u>したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

別表 (第14条関係)

種類	取扱区分及び手数料		
ごみ	1 一般廃棄物手数料(事業系) 45リットル相当の容器1個につき 130円 2 臨時の手数料(一般家庭) (1) スプリングマットレス ア 幅1,200ミリメートル未満のもの1枚につき 4,3 80円 イ 幅1,200ミリメートル以上1,400ミリメートル未満のもの1枚につき 4,640円 ウ 幅1,400ミリメートル以上のもの1枚につき 8,8 60円		

(一般廃棄物処理手数料)

第14条 <u>一般廃棄物の収集及び運搬の手数料は、別表に掲げる額とする。</u> 2~5 (略)

(許可証の再交付)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は<u>き損</u>したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

改正前

別表 (第14条関係)

種類	取扱区分及び手数料		
	1 一般廃棄物手数料(事業系)		
__\\	45リットル相当の容器1個につき 130円		
ごみ	2 臨時の手数料 (一般家庭)		
	45リットル相当の容器1個につき 130円		
ì E	1 普通手数料		
し尿	(1) 人員制によるもの(一般家庭月2回くみ取り)		

改正後		改正前	
	(2) スプリングマットレス以外のもの 45リットル相当の容器1個につき 130円	<u>便売</u> 1個につき 1人月額220円 (2) 従量制によるもの (人員制により難いもの)	
し尿	 1 普通手数料 (1) 人員制によるもの(一般家庭月2回くみ取り) 便槽1個につき 1人月額220円 (2) 従量制によるもの(人員制により難いもの) 10リットルにつき 60円 2 便槽が特殊な構造のもの(無臭式便槽)の手数料普通手数料の額に月2回500円を加算する。 	10リットルにつき 60円 2 <u>便壺</u> が特殊な構造のもの (無臭式 <u>便壺</u>) の手数料 普通手数料の額に月2回500円を加算する。 (略)	
(略)			

藤井寺市立幼稚園条例の一部改正について

○藤井寺市立幼稚園条例(平成2年藤井寺市条例第6号) 新旧対昭表

○除开守中立沙州国东内(干灰~干除开守中未内界 0·5) 初日内京农			
改	正後	改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称 位置		名称	位置
# u t t t # u t t au		# 11 4 4 1 # 11 4 11 4 11	## #

名称	位置		名称	位置
藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号		藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号		藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号		藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園	藤井寺市野中2丁目5番49号
藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号		藤井寺市立藤井寺西幼稚園	藤井寺市藤井寺4丁目3番34号
			藤井寺市立藤井寺北幼稚園	藤井寺市小山3丁目299番地
			藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号
			藤井寺市立道明寺幼稚園川北分園	藤井寺市川北3丁目4番37号
			藤井寺市立道明寺東幼稚園	藤井寺市国府2丁目5番21号
			藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号

【参考】藤井寺市立幼稚園条例(平成2年藤井寺市条例第6号) 新旧対照表(平成31年4月1日施行分)

改正後	改正前	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	

第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園	藤井寺市野中2丁目5番49号
藤井寺市立藤井寺西幼稚園	藤井寺市藤井寺4丁目3番34号
藤井寺市立藤井寺北幼稚園	藤井寺市小山3丁目299番地
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号
藤井寺市立道明寺東幼稚園	藤井寺市国府2丁目5番21号
藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号

第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園	藤井寺市野中2丁目5番49号
藤井寺市立藤井寺西幼稚園	藤井寺市藤井寺4丁目3番34号
藤井寺市立藤井寺北幼稚園	藤井寺市小山3丁目299番地
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号
藤井寺市立道明寺幼稚園川北分園	藤井寺市川北3丁目4番37号
藤井寺市立道明寺東幼稚園	藤井寺市国府2丁目5番21号
藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号

E/	正後	改正前		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置	
藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号	藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号	
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号	藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号	
藤井寺市立藤井寺北幼稚園 藤井寺市小山3丁目299番地		藤井寺市立藤井寺南幼稚園野中分園	藤井寺市野中2丁目5番49号	
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号	藤井寺市立藤井寺西幼稚園	藤井寺市藤井寺4丁目3番34号	
藤井寺市立道明寺南幼稚園	藤井寺市道明寺4丁目2番18号	藤井寺市立藤井寺北幼稚園	藤井寺市小山3丁目299番地	

藤井寺市立道明寺幼稚園

藤井寺市立道明寺東幼稚園 藤井寺市立道明寺南幼稚園 藤井寺市林3丁目1番25号 藤井寺市国府2丁目5番21号

藤井寺市道明寺4丁目2番18号

【参考】藤井寺市立幼稚園条例(平成2年藤井寺市条例第6号) 新旧対照表(平成33年4月1日施行分)

藤井寺市道明寺4丁目2番18号

藤井寺市立道明寺南幼稚園

12 31 MAN 1 4 IV-20 1 MAN 1 4 IVAN 1 MAN 1 MAN 1 MAN 2 MAN 1 MAN 2 MAN 1 MAN 2 MAN 1			
改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号	藤井寺市立藤井寺幼稚園	藤井寺市小山1丁目7番29号
藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号	藤井寺市立藤井寺南幼稚園	藤井寺市藤井寺3丁目2番19号
藤井寺市立道明寺幼稚園	藤井寺市林3丁目1番25号	藤井寺市立藤井寺北幼稚園	藤井寺市小山3丁目299番地

藤井寺市立道明寺幼稚園

藤井寺市立道明寺南幼稚園

藤井寺市林3丁目1番25号

藤井寺市道明寺4丁目2番18号